

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

処 分 名	高圧ガス特定施設の保安検査	
処 分 の 概 要	申請に基づき保安検査を実施する。	
根 拠 法 令 名	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第35条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	法第35条第1項に該当する者の申請で、同条第2項に適合することを基準とする。	
<p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載</p> <p>高圧ガス保安法</p> <p>第35条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、その認定に係る特定施設について、第39条の11第2項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>2 前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>一 製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の2、第20条の3、第21条第1項、第27条の2第4項、第27条の3第1項、第27条の4第1項、第32条第10項、第35条第1項、第35条の2、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1号及び第2号、第39条の6、第39条の11第1項、第39条の12第1項第4号、第60条第1項、第80条第2号及び第3号並びに第81条第2号において同じ。)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>一般高圧ガス保安規則</p> <p>第5条 第一種製造者に係る技術上の基準</p> <p>第6条 定置式製造設備に係る技術上の基準</p> <p>第6条の2 コールド・エバポレーターに係る技術上の基準</p> <p>第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準</p> <p>第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準</p> <p>第7条の3 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準</p> <p>第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準</p> <p>第8条の2 移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準</p> <p>第99条 危険のおそれのない場合等の特則</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

液化石油ガス保安規則

- 第5条 第一種製造者に係る技術上の基準
- 第6条 第一種製造設備に係る技術上の基準
- 第7条 第二種製造設備に係る技術上の基準
- 第8条 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
- 第9条 移動式製造設備に係る技術上の基準
- 第97条 危険のおそれのない場合等の特則

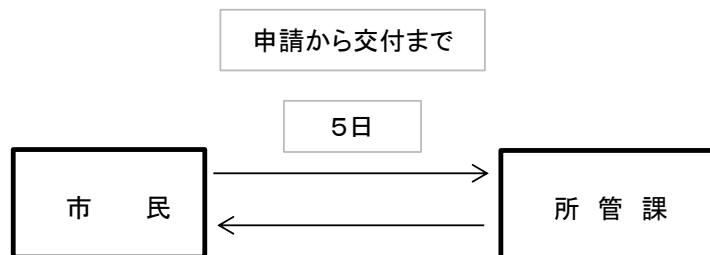
コンビナート等保安規則

- 第4条 特定製造者に係る技術上の基準
- 第5条 製造施設に係る技術上の基準
- 第5条の2 コールド・エバポレータに係る技術上の基準
- 第6条 特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
- 第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準
- 第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準
- 第7条の3 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準
- 第9条 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管
- 第10条 コンビナート製造事業所間の導管
- 第11条 連絡方法の通知等
- 第54条 危険のおそれのない場合等の特則

冷凍保安規則

- 第6条 第一種製造者に係る技術上の基準
- 第7条 定置式製造設備に係る技術上の基準
- 第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準
- 第69条 危険のおそれのない場合等の特則

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。